

平成20年度

食品健康影響評価技術研究

応募要領

平成19年12月21日

内閣府

食品安全委員会事務局長決定

目 次

はじめに	1
第 1 応募資格等	1
1 応募資格	
2 応募の制限等	
第 2 研究の概要等	2
1 募集する研究課題	
2 実施期間	
3 研究体制	
第 3 応募手続等	2
1 応募書類	
2 応募期間、応募先等	
第 4 研究課題の決定等	3
1 審査の方法及び手順	
2 審査基準	
3 日程	
4 課題の採否の通知	
5 研究課題の登録	
6 他の研究助成等を受けている場合の措置	
第 5 委託契約等	4
1 委託契約の締結	
2 契約時に必要な書類	
3 再委託契約の締結	
4 研究委託費	
5 委託契約の解除	
第 6 研究の成果	6
1 実績報告	
2 知的財産権の帰属	
3 刊行等	
4 成果の公表	
5 健康危険情報	

第7	研究の評価	7
第8	報告等	7
第9	その他	7
	1 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うための措置	
	2 不正使用及び不正受給への対応	
	3 研究上の不正行為への対応	
(別紙)	評価項目及び評価基準	9
(別添)	必要書類チェックシート	10
	受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒の作成について	11
	研究実施計画(様式1～様式9)	12
	主任研究者証明書(記入例)	23
	事務委任承諾書(記入例)	24
	作成上の留意事項	25
	記載例	29
	競争的資金の適正な執行に関する指針	40
	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	46

この公募は、平成20年度予算が成立した後に初めて有効となるものですが、同予算成立後速やかに委託研究を開始していただくために事前に公募を行うこととしています。このため、今後、種々の変更が生じ得ることを承知願います。

食品健康影響評価技術研究応募要領

はじめに

この要領は、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）第6の規定に基づき、食品健康影響評価技術研究（以下「リスク評価研究」という。）の課題を募集することを目的とします。

なお、食品安全委員会は、研究課題の募集を行い、これに応募された課題の中から研究課題を決定します。

採択された応募者は、原則として、所属する研究機関が国との委託契約を結んでから当該リスク評価研究を実施することとなります。

第1 応募資格等

1 応募資格

応募資格を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 国以外の研究機関（大学、試験研究機関等をいう。以下同じ）に所属し応募に係る課題の研究について当該研究機関において研究を取りまとめる研究者
- (2) 国の研究機関に所属し、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任することについて、同意を得ることができる研究者

2 応募の制限等

(1) 重複応募による審査除外

次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外されます。

- ア 同一課題名又は内容で、既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合
- イ 類似性の高い研究で既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合について、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合
- ウ 同一の者が2件以上の研究課題に応募した場合（ただし、分担者として複数の異なった研究課題に参画することを妨げません。）

(2) 不正による応募の制限

リスク評価研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づき、次のとおり応募を制限します。

ア 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、一定期間、本制度の主任研究者及び分担研究者になることはできません。

イ 研究上の不正行為を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、一定期間、本制度の主任研究者及び分担研究者になることはできません。

第2 研究の概要等

1 募集する研究課題

食品安全委員会は、食品の安全性の確保の観点から緊急性・重要性が高く、研究の成果が評価手法の策定等に資するものとして、毎年度、研究領域を設定し、それに対応した研究課題を募集することとします。

2 実施期間

研究の実施期間は、1研究課題につき原則として3年以内とします。

なお、毎年度実施する中間評価の結果に基づき、実施期間が短縮されることがあります。

3 研究体制

研究課題の応募を行う研究者（以下「主任研究者」と総称する。）は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 研究実施計画の企画及び立案並びに当該研究の成果を総括できること。
 - ② 研究の進行管理、研究に参画する関係機関との相互調整、委託契約に係る事務の管理（知的所有権の管理を含む。）その他研究の管理を行う能力を有すること。
 - ③ 研究を実施するために十分な時間を継続的に確保することができること。
- なお、主任研究者は、研究の一部を他の研究者に分担させることができます。

第3 応募手続等

1 応募書類

研究課題の応募には、次の①から④までの書類等（以下「応募書類等」という。）が必要です。

- ① 必要書類チェックシート
- ② 研究実施計画（書類及び電子ファイル）
- ③ 主任研究者証明書又は事務委任承諾書
- ④ 受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒

なお、応募書類等は別添の様式を用いることとし、同様式は、食品安全委員会のホームページからダウンロードすることができます。また、応募書類等の作成に当たっては、ワードプロセッサ又は表計算用ソフトウェアを使用してください。

2 応募期間、応募先等

応募期間：平成19年12月26日(水)～平成20年2月8日(金)【必着】
応募先：〒100-8989
東京都千代田区永田町2-13-10
プルデンシャルタワー6F
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係
電話：03-5251-9186

(留意事項)

- ・応募書類等を郵送するときは、当該応募書類等が応募期間内に到着するようにしてください。また、ファックス及び電子メールは応募に用いることができません。
- ・研究実施計画に不備がある課題は、研究課題候補の選定対象から除外する場合があります。
- ・提出された応募書類等は、返却し、又は差し替えることができません。
- ・応募書類等を受け付けた後1週間は、当該応募書類等の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者は連絡が取れるようにしてください。
- ・応募を受け付けた後、受付番号を受付通知用はがきに記載して返送します。

第4 研究課題の決定等

1 審査の方法及び手順

(1) 採択候補研究課題の選定

採択候補研究課題の審査及び選定は、食品健康影響評価技術研究運営委員会(以下「研究運営委員会」という。)が、次に定めるところにより書面審査及びヒアリング審査を実施して選定します。

ア 書面審査(1次審査)

書面審査は、研究運営委員会の委員が、提出された応募書類等について、研究領域又は研究課題ごとに実施します。委員の氏名は、研究課題の決定まで公開しません。

イ ヒアリング審査(2次審査)

ヒアリング審査は、書面審査の結果を基に、対象となる課題を選定した上で、当該研究課題に係る主任研究者に対して実施します。

食品安全委員会事務局長(以下「事務局長」という。)は、ヒアリング審査の日程等を対象となる課題に係る主任研究者に通知するとともに、ヒアリング審査対象課題の受付番号を食品安全委員会のホームページ(<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>)に掲載します。

審査は非公開で行われ、対象となる課題に係る主任研究者の利害関係者は、審査を行うことができないこととなっています。

なお、ヒアリング審査は、平成20年3月18日に開催しますので、あらかじめ日程の確保をお願いします。ヒアリング審査の日程及び時間割については、指定された日時から変更することはできませんのであらかじめご承知ください。

(2) 研究課題の決定

研究運営委員会で選定された採択候補研究課題から、食品安全委員会において、研究課題を決定します。

2 審査基準

「第1 応募資格等」及び別紙「評価項目及び評価基準」について審査します。

3 日程

平成20年2月中旬～2月下旬	書面審査（1次審査）
平成20年3月18日（火）	ヒアリング審査（2次審査）
平成20年4月上旬	研究課題の決定

4 課題の採否の通知

事務局長は、提出された課題の研究課題としての採否を、研究課題の決定後速やかに、当該課題に係る主任研究者に通知します。

なお、課題の研究課題としての採否についての電話等による照会には、回答することができません。

5 応募された情報の登録

応募された情報は、総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録されます。

6 他の研究助成等を受けている場合の措置

国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究実施計画書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題の不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

第5 委託契約等

1 委託契約の締結

(1) 国は、国以外の研究機関に属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者の属する研究機関の長との間で委託契約を締結することとします。

(2) 国は、国の研究機関に所属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者との間で委託契約を締結することとします。この場合、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任していただきます。

なお、主任研究者の属する研究機関は機関経理に相応しい仕組みを備えている必要があります。

2 契約時に必要な書類

応募課題が研究課題とされたときは、次の書類を事務局長に提出してください。

- ① 年次計画
- ② 請書
- ③ 委託研究実施計画書

提出された書類に不備があるときは、委託契約を締結することができません。

委託契約は単年度の契約ですので、研究が終了するまで毎年度締結する必要があります。

3 再委託契約の締結

主任研究者が研究の一部を他の研究者に分担させる場合、国との委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）と研究の一部を分担した者（以下「分担研究者」という。）の間で再委託契約を締結する必要があります。その場合、再委託の内容については国の委託契約に準拠してください。ただし、1の(1)に該当する主任研究者と同一の研究機関に属する分担研究者に分担させる場合は、再委託契約を締結する必要はありません。

4 研究委託費

研究委託費の額は、予算の範囲内で、単年度当たり1研究課題につき4千万円を限度とし、研究課題と併せて決定します。

研究委託費の内訳は、次に定める経費とします。

(1) 直接経費（研究の実施及びその成果の取りまとめのために必要となる次の経費をいう。以下同じ。）

- ① 試験研究費
 - ・備品費(通常備えておくべき機器(PCや基本的な研究機器)は除く)
 - ・賃金(集計・資料整理作業等の単純労務に服する者に対するもの)
 - ・消耗品費
 - ・雑役務費
 - ・印刷製本費等

② 研究員旅費（研究に携わる研究員の調査、連絡、成果報告会、学会発表への出席等に要する旅費）

③ 人件費（新たに追加する非常勤研究員職員等に対する人件費）

④ 諸謝金（外部の有識者、研究協力者等に対する研究に係る出席謝金）

⑤ 委員等旅費（外部の有識者、研究協力者等に対する旅費）

(2) 間接経費（研究の実施に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等の研究の実施を支えるものをいう。以下同じ。）

間接経費は、直接経費の額の30%に相当する額を上限として計上することとし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づいて、適正な執行を図っていただきます。

- (3) 再委託費（研究の一部の再委託に要する経費をいう。ただし、分担研究者に委託する場合に限る。）
再委託費の経費の内訳は、4の(1)及び(2)と同様です。
- (4) 消費税（地方消費税を含む。）

5 委託契約の解除

受託者がこの要領の規定に違反したとき又は不適切な経理を行ったときは、委託契約が解除されることがあります。

第6 研究の成果

1 実績報告

受託者は、実施した研究の成果に係る事業実績報告書を当該契約が満了する日までに、事務局長に提出してください。また、研究運営委員会は、必要と認めるときは、主任研究者から研究内容について報告を受けることとします。

2 知的財産権の帰属

研究を実施し、特許権、著作権等の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項の知的財産権をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、受託者が次の①から③までの条件を遵守したときは、当該知的財産権の帰属を当該受託者又はその主任研究者とすることができます。

- ① 知的財産権を生ずべき研究の成果が得られたときは、当該知的財産権の出願を行う30日前までに事務局長に報告すること。
- ② 事務局長が公共の福祉のために特に必要があるものと認めて要請するときは、国に知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ③ 知的財産権については、その活用が図られることが重要なことから、相当期間に亘り活用されていない場合において、事務局長が特に必要があるものと認めて要請するときは、第三者に当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

受託者が研究の一部を再委託することにより発生する知的財産権の帰属も、同様の条件により分担研究者とすることができます。

3 刊行等

主任研究者又は分担研究者は、研究の実施状況及び結果の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、当該研究の成果である旨を明記してください。

また、研究の実施中又は完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷1部を添えて、その旨を事務局長に速やかに届け出てください。

4 成果の公表

主任研究者が取りまとめた研究の成果の報告書は、食品安全委員会のホームページ等で公表し、広く関係者への普及が図られます。

5 健康危険情報

主任研究者は、研究の過程において、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を把握したときは、速やかに事務局長へ連絡してください。

また、分担研究者に対しても、研究の過程において、人への健康危険情報を把握したときは、速やかに主任研究者へ連絡すべきことを周知してください。

第7 研究の評価

食品安全委員会は、2年以上の実施期間を要する研究について、毎年度、中間評価を実施して、研究課題の達成度等を評価し、次年度以降に研究を継続することの可否を判断します。

中間評価において研究課題の達成が困難であると判断したときは、次年度以降の委託契約を行わないことがあります。

また、食品安全委員会は、研究について、その終了後速やかに、事後評価を実施します。

事務局長は、中間評価及び事後評価の結果を、当該評価の対象となった研究に係る主任研究者に通知するとともに、食品安全委員会のホームページ等で公開します。

第8 報告等

食品安全委員会は、受託者、主任研究者及び分担研究者（以下「受託者等」という。）から、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために必要な報告を徴し、又は受託者等に対し、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために特に必要な資料の提出を求めることがあります。

また、食品安全委員会は、研究の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託者等による研究の実施状況又は経理の状況を実地指導することがあります。

第9 その他

リスク評価研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づき、次のとおり対応します。

1 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うための措置

「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うために、応募内容の一部が総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録される他、国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に応募内容の一部について情報提供を行う場合があります。

2 不正使用及び不正受給への対応

本制度において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に情報提

供します。また、悪質な事案についてはその概要を公表することがあります。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

3 研究上の不正行為への対応

本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、本制度の研究委託費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、当該研究不正の概要を、国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に情報提供します。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

この応募要領に関する問い合わせ先
(研究費の不正使用等の情報についても受け付けます)

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
プルデンシャルタワー6F
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係
電話：03-5251-9182又は9186(熊谷、川端)
FAX：03-3591-2236

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準		
I	研究の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品健康影響評価に関する研究であること。 ・ 研究領域の趣旨との整合性、科学的意義、技術的意義について評価する。 ・ 研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか、その整合性について評価する。 ・ 関連分野の研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性又は実用性について評価する。 		
II	研究の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究体制の妥当性について評価する。 ・ 研究計画の妥当性を含む以下の点について評価する。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の方法、計画 ・ 研究者の能力 ・ 研究者の実績 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の実施期間、コスト ・ 分担研究者の役割分担 ・ 研究の体制 </td> </tr> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の方法、計画 ・ 研究者の能力 ・ 研究者の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の実施期間、コスト ・ 分担研究者の役割分担 ・ 研究の体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の方法、計画 ・ 研究者の能力 ・ 研究者の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の実施期間、コスト ・ 分担研究者の役割分担 ・ 研究の体制 			
III	研究成果の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目標の明確性、既存の研究蓄積、研究手法等を勘案し、研究の実施期間内における目標の達成可能性について評価する。 ・ 研究の成果の普及性及び波及性並びに汎用性における発展可能性を含む有用性について評価する。 		